

# 子ども・子育て支援新制度Q & A

会津若松市幼稚園協会

会津若松市幼稚園保護者連絡協議会

# 会津若松市 幼稚園教育 振興大会 アンケート集計結果

10月初旬に各幼稚園から配布しました新制度アンケートについて、保護者のみなさまから頂いた貴重なご意見・ご質問を集計し、会津若松市のこども保育課から出来る限り回答を頂きました。

1. 新制度について	
Q1	保育園が短時間就労に対応してくれるようになるのはありがたい。これは短期間も含まれるのか？(例 3ヶ月間のみの就労の場合はどうなる？)
A	月単位の短期間でも申し込みはできます。ただし、保育施設等の空き状況により、入所できない場合があります。
Q2	幼稚園を利用させてもらっているが、新制度についてどうなるのか？利点があるのか？(わかりにくい！よくわからないのが本音)
A	消費税増税分を活用して、子育て支援に係る「量の拡充」と「質の向上」を目指しています。
Q3	在園児についても平成27年度に「保育の必要性の認定」を受けなければならないのか？
A	平成27年度に新制度に移行する幼稚園の在園児についても、認定を受けていただきます。教育のみ希望の場合は1号認定になります。
Q4	会津若松市の私立幼稚園は特段の申出を行わない限り新制度に移行すると考えてよいのか？
A	既に認可を受けている教育・保育施設は特段の申出がない限り新制度へ移行することとなります。したがって、申出があれば、これまでどおりの私学助成を受ける幼稚園のまま残ることが可能です。
Q5	国の公定価格とは何か？
A	教育・保育施設等に通う子どもに係る必要な経費の額です。
Q6	私学助成としての財源措置は増えるのか？
A	新制度に移行しない幼稚園への私学助成については、これまでどおりの財源を確保していきます。
★ Q7	小学校の兄姉(1～3年)がいる場合、2号認定だと第2子は半額にならないので、1号認定を受けて預かり保育を利用することはできますか？
A	保護者が希望する場合は、1号認定を受けて、一預かり事業(幼稚園型)を利用することが可能です。
Q8	幼保連携型こども園になると、0歳から入所してくると思うが、新たに保育士の資格のある人を採用するのでしょうか？
A	認定こども園に勤務する職員は、幼稚園教諭と保育の両方の資格が必要になります。なお、すでに認定こども園に勤務する職員で一方の資格しか持って良いない方は、もう一方の資格を取得する必要があります(経過措置期間あり)。
Q9	1号認定、2号認定(保育に欠ける世帯)と区別がありますが、1号認定の園児が不定期に延長保育を利用することは可能ですか？
A	1号認定の園児は、一時預かり事業(幼稚園型)(今で言う預かり保育)を利用していただくこととなります。
★ Q10	現在の制度から新しい制度に変わることのメリットは、多子家庭の負担額以外にどんなことがありますか？
A	教育・保育の実施にあたっては、自治体(会津若松市)が実施主体になることとされており、質の高い教育・保育と必要な量について確保していきます。
★ Q11	新制度になって認定こども園になった時、保育時間も変わりますか？これまでの就園奨励費はどうなりますか？
A	保育時間は、「教育標準時間(4時間)」と「保育標準時間(11時間)」と「保育短時間(8時間)」の3種類ができます。この時間帯の設定は、各施設ごとに異なります。また、認定こども園の場合は、就園奨励費の該当ではなくなり、所得に応じた保育料に変更されます。
★ Q12	3歳児と4歳児以上で保育料が異なる理由は何ですか？どのように分けていくのか不透明。
A	国の示す公定価格では、3歳と4歳以上児の公定価格が異なるため、市の保育料の案においても、別の料金設定としています。算定にあたっては、3歳と4歳以上で園児数に対する先生の配置数が異なることが要因となっています。なお、料金表をご覧になる際は年度当初の年齢で確認ください。
★ Q13	認定を受けるということですが、手続きはいつ頃？どのような方法で？また、認定通知はどのような形で通知されるのか？
A	在園児につきましては、12月以降、順次、施設を通じて手続案内や認定証の交付を予定しています。新入園児のうち、2号は11/17より受付開始し、2月末までに入所の可否と一緒に通知します。1号は、1月以降、順次、施設を通じて手続案内や認定証の交付を予定しています。

Q14	市で認定を受ける場合、どのくらいの時間がかかるのか？ 利用開始希望日のどのくらい前に行けばいいのか？
A	その認定を受ける児童の状況にもよりますが、利用月の前月の1日が入所申込(認定申請)の〆切ですので、それまでには、申請してください。
Q15	「保育に必要な事由」に該当があっても希望すれば1号認定を受けられ、「幼稚園＋一時預かり」の制度利用できるのか？
A	保護者が希望する場合は、1号認定を受けて、預かり保育を利用することが可能です。
Q16	待機児童の解消と女性の就業促進がメインであるが、パート等の不安定雇用形態も含めているため、必ず育児をしたくない為に子どもを預ける母親が出てくるのではないかと思う。(認定時だけ就業時間を増やしたり、就職してすぐ辞めるなど)パート等の就業実態の確認はどの程度の頻度で、どのようにして正確な確認を行う予定か？
A	国では、現況確認について1年に1回を基本に在職証明書等の提出を求めることとしておりますが、会津若松市では現在、年2回の提出をお願いしています。また、給付費を受領する施設が支給認定に関する情報を市へ報告することになります。
Q17	3歳未満で単発利用をする際も事前に審査(認定)が必要になるのか？(月に1～2回ランダムに利用)
A	この場合は必ずしも支給認定が必要ではなく、一預かり保育事業(一般型)(今で言う一時保育)をご利用ください。
Q18	保育ができない訳でもない生活保護受給者でも一律無料で預けさせるのはどうなのか？
A	生活保護受給者についても、保育の必要性を確認することになります。
Q19	行政の介入が増えることによる園の独自性は保たれるのか？
A	給付を支給する対象である施設であることを市が確認する必要があります。そのため、これまで以上に設備や運営に対して指導等を行うこととなります。ただし、これは園独自の教育理念等に及ぶものではありませんので、独自性は保たれると考えます。
Q20	両親共働きなので、現在通っている幼稚園の一時預かり(夕方までの保育)を利用しているのですが、新制度になった場合はどのようになるのですか？今まで通り利用できるのでしょうか？
A	1号認定の場合は一時預かり事業(幼稚園型)、2号認定の場合は延長保育事業になります。
Q21	来年度から保育所を利用したい1歳児の子どももいるのですが、兄弟が私立幼稚園に在園している場合、減免があったと思うのですが、その制度はなくなってしまいますか？
A	多子軽減制度はこれまで同様、第2子半額、第3子以降で無料となる予定です。
Q22	両親とも働いているが2号認定になるのか？ 1号認定では、幼稚園に付属する無認可保育所に預けられないのか？ 2号認定だと保育料に無認可保育所の利用料がプラスされるのか？ 保育園料金は今まで高いと思い、幼稚園に変更したが、また保育園と同じ料金になるのか？
A	満3歳以上の場合、就労等により2号認定を受ける方は、希望により1号認定を受けることが可能です。その場合、通常の教育・保育時間以外については、1号認定の場合は一時預かり事業(幼稚園型)、2号認定の場合は延長保育事業の利用になり、保育料以外に別途料金が発生します。なお、2号認定の方は、保育所に入所しても、認定こども園に入園しても、同一の料金になります。
Q23	応能負担は仕方ないと思うが、自治体によって差がでることになるのでしょうか？
A	国の示す水準を限度として、各市町村が定めることとなります。
Q24	料金が下がるのはよいが、料金の値下げにともない保育の質の低下につながるのか？
A	公定価格と保育料の差額を、国・県・市町村が各施設へ給付することになりますので、保育の質の低下にはならないと考えます。
Q25	現在各幼稚園にて入園の意向を伝え、手続きをとっていますが、今後はまず市役所に出向き、認定を受け園にて手続きになるのか？(3歳以上も3歳未満も)
A	1号認定は、直接、入園したい施設に認定の申請とともに申し込み、施設が市へとりまとめて認定の手続きを行います。2・3号認定についても、認定と入所申し込みを同時にできます。なお、窓口は基本的に市役所ですが、施設経由でも提出可能です。
Q26	現状で2号認定に該当する子どもは延長保育を利用していると思うが、新制度になった場合保育時間はどうなるか？保育園のように夕方18時～19時まで保育してもらえるようになるのか？
A	2・3号認定の方は、施設が定める保育標準時間及び保育短時間を超えた延長保育時間は各施設が定めることとなります。
Q27	利用者負担額にどこまで含まれていて、その他の追加分がいくらになるのか、現時点でわからない。それぞれの幼稚園でその他にかかる料金があるのか？
A	保育料は、教育・保育に係る費用のみですので、各施設で設定する教材費や給食代などの実費徴収等は別途支払うこととなります。

Q28	負担が増えるであろう保護者への説明はどうするのか？
A	丁寧な説明により、理解をいただくように努めています。
Q29	年度途中で母親の仕事が決まった場合など、保育認定の切り替えはしてもらえるのか？
A	保育認定の切り替えは申請により可能ですが、転園や新規の入園については、その時点での利用定員の空き状況によります。
Q30	制度導入により結果として、幼稚園の収入が減らないかが心配。これに伴い行事や遠足等、職員の待遇低下等がないことを確認したい。
A	公定価格は幼稚園の定員規模等により算出しますが、幼稚園の収入が減ることはない想定しています。
Q31	新制度は市内すべての幼稚園が実施するのか？そうでない場合、各園の詳細はいつわかるのか？それに伴い、転入・転出など生じる場合の対応などどうなるのでしょうか？ 幼保の格差解消がねらいの場合、幼稚園教諭と保育士の割り合いなど(うまく言えないが)どうなるのか？新制度についての各園の方針など個別に聞く機会など設けてもらえるのか？
A	これまで各幼稚園へのヒアリング等によりその意向を確認し、おおよその考えがとりまとまりました。その中で新制度に移行しない幼稚園もあります。 資格保有の状況については、正確な数字は把握していませんが幼稚園教諭と保育士の両方の資格を持っている先生が多い印象です。なお、各園の方針はそれぞれにお聞きになれます。
★ Q32	新制度になり、より公共性が増すことになると思いますが、「私学の独自性」はどの程度保障されるのでしょうか？
A	Q19のとおり。
★ Q33	両親共働きでも1号、2号認定は自由に選択できますか？
A	保護者の希望により自由に選択できます。
Q34	現行と新制度について書面のみなので理解不足である。メリット、デメリットは何なのか！？ まずは担当部署によりスライド等を使用した分かり易い説明会を開催し、利用者に理解させることが先決！ また、その場で質問等もできる機会を作るべき！
A	新制度の説明については、各施設ごとではありますが要請に応じて市の担当職員が出向く形で実施しており、今後も行事の時のにあわせての説明などの予定が入っています。
★ Q35	市から配布された文書は難しくて分かり辛い。 旧制度と新制度でなにが変わるのか？新制度への理解を促すパンフレットを作成してはどうか？ また、保護者がどういう流れで動いていけばよいのか、分かりやすくイメージできるようにフロチャートなどで示してほしい。
A	国においても様々パンフレット等を作成しているところですが、特に支給認定の流れなどについては、市政だより11月号の同時配布によりお知らせする予定です。
★ Q36	現時点では選択肢、検討事項がありすぎてわかりにくい。行政と幼稚園、保育園、有識者でよく協議をしてそれぞれの長短を知らせてほしいです。
A	国において未だ流動的な部分はありますが、各施設等と情報共有しながら問題を解決し、お知らせしていきます。
Q37	制度内容が分かりづらいので、一人一人がどのように変わるのか具体的に通知して欲しい。 各家庭の参考例を作成して、入園前に間に合わせてくれると分かり易い。
A	支給認定については、保護者の希望が認定に影響することから、その状況によりお問い合わせください。 また、保育料については、仮の金額にはなりますが、ご本人から直接の問い合わせにより算定することが可能です。
Q38	1号認定の第1子、第2子、第3子、または2号認定の第2子、第3子に該当する家庭はメリットがあるが、それに当てはまらない家庭にとっては何のメリットもないと思う。保育料無償化の話が出ていますが、どの子にとっても、どの家庭にとってもメリットがあるような制度になればよいと願っている。
A	多子軽減措置については、現行制度を引き続き継続する予定です。また、幼児教育無償化は文部科学省が中心となり検討していますが、財源の問題もあり現時点で、まずは5歳児から無償化していく方針が出されています。
Q39	どうしても仕事をしながら幼稚園に預けるということは厳しい人もいると考えると、一体化することで、もっとニーズに合わせて対応を望めると思います。
A	※意見
Q40	全く内容がわかりません。1号認定、2号認定、幼保連携型、幼稚園型認定こども園とあるが、どれも良くわかりません。この制度になると何がメリットで何がデメリットとなるのでしょうか？内容をもっと分かりやすくしてほしい。
A	※意見

★	Q41	少子化の中、様々な教育の場では財源も質も大切な事と思います。今回の制度も絶対に良いのかどうかは始めてみないと分からない事なので「変わって良かった」と思えるよう携わる方々に頑張って頂きたい。
	A	※意見
	Q42	補助的なものが増え、子ども達の教育において良い環境になるのであればいいと思う。また、選択肢が増えるのは良いことだと思う。
	A	※意見
	Q43	保育料が統一になれば幼稚園選びも内容重視ができ、理想の幼稚園に入園できるようになると思う。
	A	※意見
	Q44	幼稚園も応能負担になるのはとても良いと思う。幼稚園に入りやすくなり、選択肢が広がり、待機児童の解消につながると思う。
	A	※意見
	Q45	月ごとの負担額が初年度から軽減する制度なので特に低所得世帯にとってありがたいと思う。
	A	※意見
	Q46	母親の仕事の都合により度々、保育園から幼稚園環境へと変わらなくて良くなるのは良いことだと思う。
	A	認定こども園(満3歳以上)の場合は、保育の必要性の有無に関わらず、児童が継続して在籍できるところが最大の利点です。
	Q47	会津は人口減少地域だと思われるが、この制度によって保育の確保、質の確保が出来るのなら良いことだ。子どもを産み育てやすい街になる制度なら良い。
	A	※意見
	Q48	新制度になっても幼稚園の良い所は残してほしい。
	A	※意見
	Q49	新制度に移行しても保育環境や指導内容などはあまりかわらないと思うので、特に反対でも賛成でもない。認可、指導監督の一本化、二重行政が解消される点は良いと思う。
	A	※意見
	Q50	今までとの違いがあまり感じられない。認定を受ける必要があったり、所得に応じて保育料が変わったりとなんだかわかりにくくなった。
	A	※意見
	Q51	地域子育て支援や一時預かりなどこれまでも行われてきたことだと思う。地域型保育では少人数の子どもを預かるのであれば当然保育士も少人数であり、責任の重さに対する管理能力や専門性の向上が可能か疑問。
	A	地域型保育における保育士数は認可施設と同様の基準で配置することとなります。また、これらの施設が市の認可を受ける必要があり、指導・監督の対象にもなることから、一定の質は保たれると考えています。
	Q52	よい制度だと思うが、我が家は保育料が上がる。今まで補助金もなし、子ども手当も減額、正直なところ収入があると言われても、その分の出費は多く税金もかかる。保育料があるとなるとさらに負担が増える。下の子を幼稚園に通わせられるか心配。
	A	※意見
	Q53	国民のための制度というよりも、行政のための制度のように感じる。
	A	※意見
★	Q54	1号認定子どもの学校教育のみに対して応能負担というのは意にそぐわない。(階層区分を分けすぎているのではないか?)
	A	※意見

Q55 難しくわからないところが多い。この制度の良い点・悪い点(メリット・デメリット)が分かりづらい。平成27年度からスタートするのに決まっていなかったが多すぎる。

A ※意見

Q56 現在の通っている幼稚園で受けられるサービスと何ら変わりが無いと感じる。サービス面で特に変わるところはないんだな・・・という認識。

A ※意見

Q57 保育園に入れるか幼稚園に入れるか、どこへ子どもを通わせるか等、十分考え入園させたつもりです。にもかかわらず入園後に大幅に条件が変わるのはいいか？なものかと考えます。(兄弟もおります)将来設計、子どもの気持ちをよく考えていただきたい。

A ※意見

Q58 幼保一体化になることで、今までのそれぞれの良さがなくなってしまう不安。保育園は預かってくれる時間も長く、行事も少ないので働くママさんが利用することが多いと思います。しかしながら、反対に幼稚園は14時までと時間が短く、発表会などの行事が減ってしまい、ただの保育されているだけになってしまうと幼稚園の良さがなくなってしまう。保育園と幼稚園を一緒にすることは難しいと思われる。

A ※意見

★ Q59 全体的に保育料が上がっている。国として女性の就労推進や子育て支援をしているのに、その考えに逆行していると思う。共働き(2号認定)だと負担が増々大きくなり、働く意欲が低下するのではないか。

A ※意見

Q60 この制度になることによって、幼稚園の財政面は良くなるのか、悪化するのが心配だ。

A ※意見

Q61 多子家庭の保育料軽減は嬉しいが、トータルで見ると小3以上の歳が離れた兄弟のいる家庭は損をしてしまうような気がする。

A ※意見

★ Q62 上乗せされる金額が幼稚園によって違うのは不思議だ。基本となる保育料が保護者の所得で決まるのは良いと思うが、格差が生じると保護者から苦情が来るのではないか。

A 園独自の徴収金は、物そのものやかかる経費に違いがあるため、市内一律の料金にすることは困難と考えます。なお、新制度においては、保育料以外の実費徴収は各施設が保護者の同意を得る必要があります。さらに上乗せ徴収については書面による同意も必要となります。

## 2. 利用者負担について

Q1 1号認定の国の定めた利用者負担が3～5歳児を同じ料金にしているのならば、公定価格に関わらず3～5歳児の市の定める保育料(案)も同じで良いのではないかと？

A 3歳児と4・5歳児では、職員の配置数に違いがあることから、市としては段階的な設定にしたところとあります。

Q2 新制度でも第2子は半額、第3子以降は無料となるのか？

A 1号認定の場合は小学校3年生以下の兄弟で何人目か、2・3号認定は未就学児の範囲で何人目かにより、第2子・第3子以降の判断となります。

★ Q3 保育園へ行っても幼稚園へ行っても保育料が同じ。ということは、制服代や給食費その他の実費で園ごとに差が出てくるということですか？

A 実費徴収は、物そのものやかかる経費に違いがあるため、各施設が設定する料金となります。なお、新制度においては、保育料以外の実費徴収は各施設が保護者の同意を得る必要があります。

★ Q4 1号認定です。第1子が小学3年生まで第2子が半額、第3子が無料とありますが第1子が4年生になった場合の保育料はどうなりますか？

A 現状では、あくまでも小学校3年生以下が多子軽減カウントの対象となります。

★ Q5 利用者負担額が第2子だと半額になるということですが、上の子の年齢が8才(小3)までの範囲の場合という条件がついている理由はなんですか？財源の問題ですか？第3子が幼稚園入園時、一番上の子が小3を過ぎていたら、第3子には減額は当てはまらないのでしょうか？

A 多子軽減において6年間の中でカウントしていく考え方が示されています。よって、1号は小学校3年から3歳まで、2・3号は未就学児童(5歳児から0歳児)の中でのカウントとなります。ご質問のケースですと、第3子の児童は半額の適用になるかと思われます。

Q6 幼稚園も応能負担になることは良かったと思いますが、その分個人負担が増える事にはならないでしょうか？

A 1号認定に保育料の算定にあたっては就園奨励費補助制度をベースになっており、イメージ的には年度末に返戻されていた補助金が月割りで毎月差し引かれる額となります。

Q7 各家庭の階層区分については、個人的に市役所に行き調べなくてはならないのか？または市からお知らせが届くのか？

A これから、各園を通じて支給認定の申請書を配布します。その際に、保育料算定にかかる申込欄がありますので、そこで申請と同時に申込みいただければ、調査の上、別途お知らせすることを予定しております。

Q8 一番気になるのですが、資料を読んでいく安くなるのかな？と思いました。安くなるのならありがたいことですが、できれば無料になってくれるとありがたいです。無料になる可能性はあるか？それはいつくらいからになるか？

A 幼児教育無償化は文部科学省が中心となり検討していますが、財源の問題もあり現時点で、まずは5歳児から無償化していく方針が出されています。

Q9 3号認定保育料案が現在の認可保育所保育料よりも高くなる階層があるように見受けられるが、基本的には認可保育所の保育料と同額になるという理解でよいのか？

A 保育料の算定根拠となる税額根拠が、現行の所得税から市町村民税に変更になりますが、基本的には認可保育所と同額です。

Q10 2号認定をうけると給食利用が基本となるが、弁当持参を希望している場合は保育料の差額は発生するか？

A 弁当持参による保育料の変額等は想定していません。

Q11 所得は、家族全員(祖父母を含む)合計か？申立をすれば両親(夫婦)の合計でよいのか？

A 基本的には両親の所得より算定します。なお、祖父母の所得が多い世帯は、別途手続きが必要になる場合があります。

Q12 新制度により幼稚園の保育料は所得に応じての負担となるが、預かり保育などの保育料はどうなるのでしょうか？

A 一預かり事業(幼稚園型)の利用料は、各施設で設定することになります。

★ Q13 収入によって保育料が定められることによって保育料が増減するのは仕方ないと思うが、延長保育料など基本の保育料以外の料金は各園自由に設定するのか？

A 給食代や教材費など実費徴収等は、各施設の状況によりそれぞれに設定することになります。

Q14 新制度に移行することによって、私立幼稚園利用は下がる、公立幼稚園利用は上がる、保育園利用は上がる、という認識でいいのでしょうか？

A 所得に応じた応能負担の考え方になりますので、その世帯の状況により変化するものと考えます。

Q15	預かり保育事業への補助は従来通りなされるか？(1号認定の人の預かり保育料が高くなってしまふことはないか？)
A	新制度における預かり保育は一時預かり事業に再編され、国の子ども・子育て会議において仮の補助単価が示されました。また、新制度に移行しない幼稚園に対しては、私学助成が当面継続される予定です。
★ Q16	園によって頻度・内容が違う体操や英語、美術などの外部講師による活動は、保護者に負担をかけずに、従来通り行うことができるのか？そういった経費は上乘せ徴収という形になるのか？
A	各施設独自に行っている取り組みについては、それぞれの判断で継続されるものと思いますが、料金については応分を実費徴収することになると考えます。
Q17	今まで保育園の4歳以上児の最高額は31,000円程度だったと思うが、上限が上がっている。他の子どもの保育料も現行の幼稚園保育料よりかなり上がっていて、1号認定、多子家庭の基準に当てはまらない家庭は子どもが多くなるほど負担となる。これからは2人目、3人目の対応はどうなるのでしょうか？
A	Q2のとおり
Q18	新制度は共働き家庭にはありがたいのかも知れませんが、保育料以外に上乘せになる負担はどうなるのでしょうか？今まで通りで良かったのではないかと思う所もあるのですが…。
A	Q3、Q10のとおり
Q19	保育園と同じサービスとして、土曜日の預かり保育は保育料に含まれるのでしょうか？(別途かからない？)
A	1号認定の場合、今の幼稚園における教育標準時間における利用となりますので、土曜日は別途一時預かり事業(幼稚園型)の料金が発生することになります。
Q20	多子家庭の保育料減額のシステムがよく分かりません。保育園の場合は保育園に在園している場合に2人目、3人目と減免されるということですが、こども園の場合は小学3年生から数えて何人目かということで減額されるのでしょうか？
A	Q2のとおり
Q21	幼稚園希望の人にとっては、今までより負担が減る人もいと思うのでいいと思うが、制服代やプラスαの出費もあると思うので今までと一緒であまり変わらなくなってしまうと思われる。もう少し子育て世代に優しい負担額になると助かる。
A	※意見
Q22	階層区分の計算の仕方がわかると良かった。
A	保育料の算定根拠が市町村民税であるため、就園奨励費補助金申請時に添付した資料により確認ができます。(Q7のとおり)
Q23	現在よりも負担が増えるようなので、出来るだけ抑えてほしい。
A	※意見
Q24	幼稚園利用者の意見としては、利用者負担が増す課税額の高い世帯について、今まで対象とならなかった「年少～小3年までの子どもの数によって、2人目半額、3人目無料」は幼稚園利用者についても所得に関係なく適用して欲しい。これ以上、負担を一方的に増やすことは反対で、各家庭での経済的事情は様々。所得額のみで一律に貧富の差を判断することは出来ないと思う。
A	多子軽減措置に所得の制限はありません。なお、本年度の就園奨励費補助金においても、第2子以降の多子軽減については所得制限が撤廃されました。
Q25	負担額が少しでも軽くなってくれればうれしい。
A	※意見
Q26	利用者としては低額にこしたことはないが、出費に納得できる内容であれば皆、理解してくれると思う。
A	※意見
Q27	以前より、少額になる人、高額になる人が出る訳で、同一の保育を受けるのに金額が違うのは気持ち的に…。今までのように補助で戻ってくる方がいい。また、生活保護世帯は一律無料というのはあまり納得できない。1号認定ならまだしも、2号・3号であれば、傷病、他に保育できる親族の有無等を厳格に認定して頂きたい。生活保護を受給しているからと安易な認定は困る。
A	支給認定にあたっては、客観的な基準をもとに、その必要性に応じて判断します。



第2子、第3子の対象について、上限(小学校3年生)があることに疑問を感じる。  
Q28 生涯を通した負担に差が出来ない平等なシステムを望みます。上記の上限を適用した場合の家庭負担の差を考慮したうえで、3年生が適切だったのか？ 明確な理由が欲しい。

A 就園奨励費補助金における第2子以降の優遇措置は平成18年度から段階的に行われ、平成20年度から小学校3年生まで拡大されました。これは、従来保育所が6年間の間で多子軽減を行っていたため、幼稚園においては3歳以上の6年間でカウントすることとされました。

Q29 保育料を見る限りは、今と変わらないように感じるが、今より負担は大きくならないよう切に考える。

A ※意見

Q30 第1子・第2子・第3子の考え方について年齢の離れた子どもを持つ家庭に不利にならないようにせめて、小学校6年までの範囲にすべきではと思う。

A 現状を踏まえつつ、今後検討していきます。

Q31 無償化にしてほしい。

A ※意見

Q32 とにかく家庭の負担を軽減してください。

A ※意見

Q33 今回の資料を読み、家庭に3歳以上と未満児がいるところは1号になる、3号になると思ったが、世帯によりどちらか一方になると聞いた。もっとわかりやすい説明にしてほしい。

A 年齢と保育がどれだけ必要かにより、子どもの認定区分が変わることになります。

Q34 保育料一律+それぞれの園で提示した給食費+αの支払いについて市で管轄する施設分だけでいいので一覧表にしてほしい。(金額をインターネットで調べる際一つ一つ見ていくのはとても時間がかかる。)

A 新制度においては、確認を受けた施設の情報を国・県・市がそれぞれに管理することになります。これまで以上に情報提供ができる体制ができるものと考えています。

Q35 資料にあった「教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担イメージ」は何を言いたいのかわかりません。

A いわゆる1号認定の方になります。

Q36 所得で分けてますが、分けられた中でもピンからキリまでであると思います。階層による金額の差も5,000円区切りと少し額が多いようにも感じます。

A 国が示す表を基本としていますが、会津若松市としては国基準より細かい階層区分の設定としています。

Q37 現在よりも確実に負担が減るので助かります。会津方部でも市町村によって変わってくるので、坂下町や磐梯町など無料なところもあり、そちらに引っ越した知人もいるくらいなので全市町村が無料化であって欲しい。

A ※意見

Q38 所得に応じた負担額というの納得できるが、家族で介護者を抱えている等を理由にした、子育て以外に係る経費を支出している場合、その側面からも保育料の調整を考慮してほしい。

A ※意見

★ Q39 会津若松市での給与所得は国の平均と比較すると(都市部)、まだまだ低いレベルにあります。保育料の案はどの様に計算されたのかを教えてください。

A 市内の私立幼稚園の保育料や就園奨励費補助額等を考慮した上で算出しました。

★ Q40 負担について金額の面では、今までとあまり変わりはないようですが、少しずつでも負担が少なくなると良いです。近い将来、保育料の無料化の話が実現してくれば子育て中の負担も減り、生活もしやすくなるのではと思います。

A ※意見

★ Q41 給食はどうなるのでしょうか？ 保育園は給食込みでこの金額ならば子ども園も同じように給食設備を整えて完全給食にするべきではないかと思えます。

A 給食の提供は各施設の設備等の状況によります。なお、1号認定で給食の提供がある場合は、給食費は別途支払うこととなります。

★ Q42	我家の所得で見ると、負担が増えます。制度が変わっても何の悪い事はありません。多子家庭への負担を1号認定で小3までとあるが、子どもは高学年・中学年・高校と年齢が上がれば上がる程お金がかかります。小3までと条件を決めず、子どもの人数に応じて負担を減らしてほしい。
A	※意見
Q43	自分の例を当てはめて考えると妥当な保育料で有り難い。
A	※意見
Q44	所得に応じた負担額というのはいいと思う。
A	※意見
Q45	保育料が同額又は減額でされるのであればよいと考える。
A	※意見
Q46	公立と私立幼稚園で、保育料の差がなくなるのは良い。
A	※意見
Q47	公立と私立の平等化という点では賛成です。
A	※意見
Q48	今は共働きが増えているので、子どもを預かってもらえる事はとても助かるが新制度の保育料の設定は少し高いと思う。今後は少しずつ内容が変わり(改正されて)、保護者も子どもも生活しやすくなれば良いと思う。
A	※意見
Q49	負担額が幼稚園により一律となると、建物等の施設面で幼稚園により偏りが懸念される。
A	※意見
Q50	生活保護世帯や非課税世帯はともかく、同じ幼稚園で保育を受けるのに保育料が違うのは腑に落ちません。
A	※意見
★ Q51	子育て世帯を支える制度と言いつつ、その財源を得るのに消費税を増やし、経済的な負担が増すのは何か間違っているように思うのですか…。
A	※意見
★ Q52	パートで働いています。1号認定なら第2子は半額になるのに、2号認定のため保育料が今よりも上がります。保育料が上がるなら働かない方がいいのかな？と単純に思っています。1号認定と2号認定に差があり過ぎると思います。
A	※意見 (2号認定も第2子半額、第3子以降無料はあります。その家庭の状況により、1号認定を希望されることも想定されます。)
Q53	1号認定の負担額は月額安くなっても、2号3号認定の負担額は収入に応じて、安くなったように感じません。年度末にあった就園奨励費補助金も出ないと(月額で減らされていたとしても)負担額は増えてしまうのが気になる。
A	※意見
Q54	今までより負担が増すのはとても困る。幼稚園は14時までで、17時まで利用すると延長料金のような形になるが、資料では内容が難しすぎて理解できない。
A	※意見
Q55	保育料をみるともう少し階層の料金差があっても良いと思う。
A	※意見
Q56	今の保育料より料金があがるの困る。
A	※意見

Q57 2号認定に該当しますが負担が今よりも増えます。ここでバス代等が加わると大変です。

A ※意見

Q58 4月から幼稚園に入園して預かり保育を利用しているので保育園と比べると高かった。  
(夏休み・給食費別など)

A ※意見

Q59 児童手当は子どもの年齢・人数によって支払われるが、各家庭で所得が違うので今回の所得階層区分があるのは良いことだ。ただ、保育料が高い・低いで引け目にあったり、逆に威張るようなことがあると問題である。

A ※意見

Q60 世帯収入で保育料を決められるのは納得できない。

A ※意見

★ Q61 階層区分をもっと細かく分けないと、145,000の人と210,000の人が同じ保育料では収入の差がありすぎる。

A ※意見

Q62 共働きでも、保育料含めかかる所にはかかるので家計に余裕はない。できる限り様々な補助がないと少子化は解消されないとします。

A ※意見

Q63 負担額が増えるのは生活が苦しくなります。

A ※意見

Q64 3歳児と4・5歳児は異なる料金設定と応能負担の点は納得だが、市町村民税所得割課税額によつての料金設定が賛成できない。一番低い方と高い方の料金設定に差がありすぎと思う。

A ※意見

### 3. その他

Q1 二重行政の解消は幼保連携型認定こども園だけが対象か？  
新制度の枠組み全体ではないのか？

A 幼保連携型認定こども園だけではなく、今まで厚生労働省と文部科学省に分かれていた財源を内閣府に一本化し、子どものための給付事業を行います。

Q2 なぜ「施設型給付」を受ける幼稚園と受けない幼稚園があるのか？

A 新制度に移行することにより園の運営方針と違ったり、制度の趣旨に賛同できない場合などには、私学助成の幼稚園で残る選択肢があるものと考えます。

Q3 保育料の切り替えは毎年9月になるとあるが(以前の資料)どういふことか具体例で示してほしい。  
例)2歳から3歳になる場合、8月までに3歳になった子は9月から3歳以上の保育料になり、9月以降3歳になる子は3歳になった月から3歳以上の保育料にならず、3歳未満の料金となるのか？階層区分の見直しがあるだけなのか？

A 当該年度の保育料算定根拠となる市町村民税の確定が6月にあり、それをもとにその年度の9月分から切り替えとなります。

例の場合)①平成27年4月に2歳で3号(平成26年度の税額をもとに算定)・・・3号の3歳未満児の該当階層  
②平成27年8月に満3歳・・・認定は2号に変更になるが、保育料は変更なし  
③平成27年9月に切り替え(平成27年度の税額を基に算定)・・・3号の3歳未満児の該当階層  
④平成28年4月・・・2号の3歳児の該当階層  
⑤平成28年9月に切り替え(平成28年度の税額を基に算定)・・・2号の3歳児の該当階層

Q4 広域入所の取り計らいをお願いします。  
(近隣市町村・・・坂下、美里、喜多方 被災避難・・・大熊、浪江、飯館)

A ・会津若松市以外に住民票がある(原発避難者以外)  
1号・・・住民票のある市町村に支給認定を申請して、保護者と施設が契約  
2・3号・・・住民票のある市町村に支給認定を申請して、その市町村と会津若松市が調整した上で利用開始  
・原発避難者(自主避難者除く)は、特例法における特例事務により会津若松市民と同様に取扱いします。

Q5 保育園・幼稚園は、子・親にとって本当に必要な施設だと思うが、それは経済活動の為だけではなく、その人それぞれに同年代の子とも生活する有意義さであったり、親の心の余裕の為であったり様々だと思われる。今回の新制度で保育認定が短時間でも認められることはありがたい。

A ただ、母親が家庭に専念できる時間が、どんどん少なくなるような働き働きの風潮には少し不安を感じる。子どもが親の時間に振り回されるような世の中ではないかと思う。子どもが一番、理想は、全ての子どもが6時に夕ご飯を家庭でとり、9時には寝られる。そして、母親も経済活動ができる・・・そんな風になってほしい。そのような生活時間を支える制度であってほしい。

A ※意見

★ Q6 幼稚園利用者における第2子以降半額・無料については、小学校3年生で区切っているのは理解できない。  
兄弟が多いほど・・・としてほしい。

A ※意見

Q7 分かりやすい制度、利用しやすい制度、子育てしやすい制度になるようにお願いします。制度を新しくすることで、負担が増えるようでは意味がないので、そのあたりをしっかりと制度設計してほしい。

A ※意見

Q8 日本は一度制度が決定してしまうと、次の改善までに時間がかかることが多いので、保護者や教育現場の声に対し常に耳を傾け、より良い環境を作る努力を惜しまないでほしい。

A ※意見

Q9 資料を読んでも「公定価格」だのといった言葉が出てきて、よく理解できない部分がある。結局私達が知りたい点は、月額でどの位の保育料を払うことになるか？という点なので、そこが現在よりも高くなるのか、安くなるのか、どの程度の差額になるのかがもう少し分かりやすい資料を提示してほしい。

A ※意見

Q10 仕事をもっている女性の負担が大きいです。幼稚園でも保育園と同じメリットがあるようにしてほしい  
(完全給食・保育時間・延長など)

A ※意見

Q11 資料を見ただけではよくわかりませんでした。戸惑いがあります。分かり易い説明を！

A ※意見

現代の女性の社会進出の加速、核家族化の増加などが原因となり、家庭だけでは子育てが難しくなっています。  
Q12 社会が子育て家庭をサポートする体制強化を切に願います。負担0についても、何が課題なのかを明確に示し、長期的な対応を望みます。ヨーロッパに出来て何故日本に出来ないのかを明確にして下さい。

A ※意見

Q13 保育園・幼稚園の先生方の負担はどうなるのか？  
説明会に出席できない都合もあるので、もう少し理解しやすいように資料を作成して頂けないでしょうか？

A ※意見

★ Q14 市の保育園は完全給食で、幼稚園は弁当持ちや別途給食代がかかる。保育料を同額にするなら幼稚園も給食設備を整え、完全給食にしてほしい。

A ※意見

★ Q15 新制度に移行するにあたり現在と変わることは、「認定を受ける」「保育料が変わる」ということだけではないかのように思います。一番不安なのは、今まで通りの園生活を子どもが送ることが出来るのかということです。幼稚園入園に際して、市内すべての園を見学し細かく調べ、子どもに合う園を探しました。それが無駄になってしまわぬよう願っています。各園でも色々な面において大きな差があることを実感していますので、尚更心配になってしまうところです。

A ※意見

Q16 子どもを育てていく上で思った以上にお金がかかることがあります。  
一人稼ぎで子育てしていくのも厳しい時代になっていると感じる。負担額を増やすなら夫婦で安心して仕事ができる環境を整えてもらわないと、子どもは減る一方です。

A ※意見

Q17 通園している幼稚園が新制度によって、どうなっていくのが心配。

A ※意見

Q18 増税しても子育て支援への実感が無い以上複雑であり、子どもを育てる環境改善には程遠い。  
残りわずかな時間では、混乱するのは明らか。

A ※意見

Q19 女性就労に期待するならば、もう少し考えて頂きたい。認定ごとの保育料を見ると、子どもが園に行っている時間に扶養の範囲で働いていた方が絶対に良いです。

A ※意見

Q20 保育園は、仕事をしている事が優先で待機児童が増えて大変、幼稚園はすぐに入れるが、金額が高いイメージがある。仕事をしながらも、幼稚園に通わせて高い金額を仕事しながらも幼稚園に通わせて、高い金額を支払っていたら大変なので、幼稚園の保育料も、もう少し少なければ、親も安心だと思う。

A ※意見